

2. 1 2 避難設備・施設

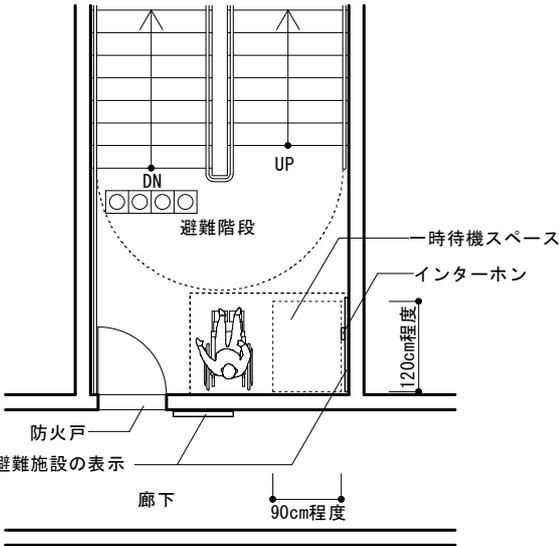
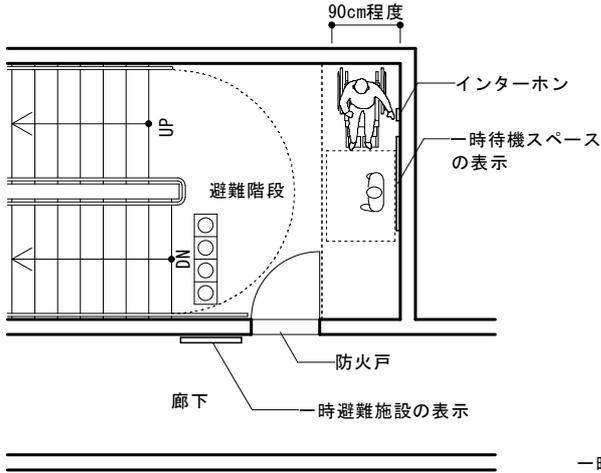
◆設計の考え方◆

- ・建築物の計画においては、防火区画、避難計画、加圧防煙等を総合的に行う必要がある。災害時における高齢者・障害者等の避難を円滑にするためには、利用者特性、建築物の用途、非常時の対応方法等に鑑み、設計上の工夫を施す必要がある。
- ・高齢者、障害者等の避難について十分検討し、分かりやすい動線計画とすることが求められる。
- ・災害等の発生時においては、非常事態の発生が、高齢者・障害者等に適切に伝達されるための方法を確立する必要がある。特に、非常警報装置や放送が認知できない利用者への対応が求められる。
- ・避難にあたっては、まず火元と隔てられた場所へ移動するための経路を確保し、適切に誘導することが求められる。階数が2以上の建築物においては、接地階以外の階において垂直移動が困難な利用者のために、一時避難施設等を設けて安全を確保する等の工夫が求められる。
- ・視覚障害者・聴覚障害者¹に配慮した表示を行い、適切に誘導する必要がある。

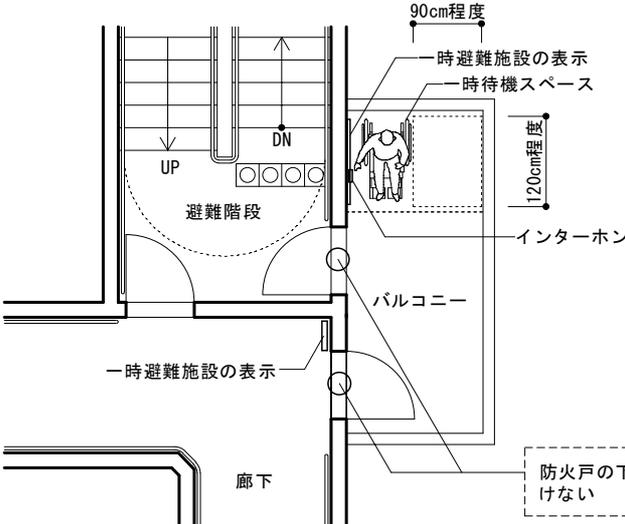
¹ 火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容も参考とすること

避難設備・施設

● 階段の一時待機スペースの例



● バルコニー等の一時待機スペースの例



● 一時待機スペースの断面イメージ (避難階段)

